

一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図暫定専門医制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」という）認定心エコー図専門医制度に関し、認定心エコー図専門医制度規約に基づき、認定心エコー図暫定専門医の資格更新に必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(暫定専門医の資格更新)

- 第2条 心エコー図暫定専門医は資格取得後5年を経過し、第3条に定める手続きにより資格を更新することができる。
- 2 資格更新の認定後に、心エコー図暫定専門医は認定心エコー図専門医制度による心エコー図専門医とする。
 - 3 心エコー図暫定専門医は資格取得後5年を経たとき、資格更新の認定を受けなければ、心エコー図専門医を呼称することはできない。
 - 4 資格更新の認定後に、SHD 認証医の資格が付与される。

(資格更新条件)

第3条 心エコー図暫定専門医の資格更新を申請する者は、申請時において次の各項の条件を全て満たしていなければならない。

- 1) 本会に継続して入会し、更新する年度までの会費を完納していること
 - 2) 日本循環器学会 循環器専門医あるいは日本小児循環器学会 小児循環器専門医の資格を継続して更新していること
 - 3) 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）に所定の学術集会、講演会、講習会、その他の事業に出席し、100単位以上の研修単位を取得していること。ただし、100単位のうち80単位以上は基本単位で取得し、さらに以下①、②、および④の条件を満たさなくてはならない。
なお、申請の際には、取得した単位を証明できる写しを必ず提出すること
- ① 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）に最低2回は本会が主催する学術集会に出席していること
※ 学術集会（オンライン開催・オンデマンド配信）についても出席と認められる。更新の際には、学術集会のサイトからダウンロードできる出席証明書が必要となるので、必ずダウンロードして保存しておくこと
 - ② 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）に最低1回は本会が主催する講習会（冬期、夏期、秋期、および Structural Heart Disease 診療のための心エコー図研修会）に出席していること
 - ③ 上記以外の講習会、研究会等については、各主催者が専門医更新のための単

位を取得可能な事業として、申請書を専門医制度委員会に提出し、理事会の承認をもって許可する。申請書は別途定める。

- ④ 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）に、本会が主催する医療安全に関する講習の出席、または、本会が提供するe-learningによる「医療安全に関する講習」のコンテンツ2本を視聴していること。
※ 認定を受けてから2024年8月1日の間に受講した日本循環器学会または日本小児循環器学会で行った医療安全に関する講習については、出席証明を提出することで、資格更新に必要な講習を受講したものと認める。
- ⑤ 本会が提供するe-learning 1コンテンツにつき、0.5単位を付与し、取得できる単位の上限を20単位とする。コンテンツは、通常速度で最初から最後まで視聴した場合、単位を付与する。ただし、「医療安全講習」のe-learningについては④として扱い、e-learningコンテンツの単位に含めない
- ⑥ 申請に用いることが出来る単位は、認定期間の開始日から更新申請受付開始日の前日までに取得したものとする

（臨床実績の証明）

4) 循環器専門医を有する心エコー図暫定専門医

更新時に経胸壁心エコー図、経食道心エコー図、負荷心エコー図検査の実施、指導および読影に関わっていることを証明できる臨床実績報告書を作成し、更新申請時にまとめて提出すること。症例数や疾患内容の記載の必要はない。報告にあたっては、指定された臨床実績報告書に所属長の署名を併記すること。自身が指導医の場合は、所属長の署名を併記する。自身が所属長の場合は施設長の署名を併記する。自身が施設長の場合、他の心エコー図専門医、あるいは小児循環器専門医もしくは循環器専門医、それに準じる専門医（内科専門医、小児科専門医、超音波専門医）の署名を併記する。

5) 小児循環器専門医を有する心エコー図暫定専門医

更新時に経胸壁心エコー図、経食道心エコー図、胎児心エコー図検査、負荷心エコー図検査（負荷心エコー図については必須ではない）の実施、指導および読影に関わっていることを証明できる臨床実績報告書を作成し、更新申請時にまとめて提出すること。症例数や疾患内容の記載の必要はない。報告にあたっては、指定された臨床実績報告書に所属長の署名を併記すること。自身が指導医の場合は、所属長の署名を併記する。自身が所属長の場合は施設長の署名を併記する。自身が施設長の場合、他の心エコー図専門医、あるいは小児循環器専門医もしくは循環器専門医、それに準じる専門医（内科専門医、小児科専門医、超音波専門医）の署名を併記する。

（申請と審査更新料）

第4条 心エコー図暫定専門医の資格更新を申請する者は、資格更新実施要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに必要な書類を提出し、審査更新料（30,000円）を納付する。資格更新の申請期日は、専門医制度委員会が別に定める。

(更新の猶予と手数料)

- 第5条 病気、海外留学などのやむを得ない理由により、日本での心エコー業務に従事できない期間がある場合は、所定の申請を行い審査のうえ、更新期間を延長することができる。延長が可能な期間は、専門医制度委員会で個々に判断する。
- 2 更新猶予期間中は心エコー図暫定専門医を呼称することはできない。
 - 3 認定を受けてから5年間の認定期間中（認定証に示された期間）で取得した単位が所定の必要単位に満たない場合、更新の保留を申請し、所定の単位数に達した時に再申請することができる。
 - 4 資格更新の保留期間は1年間とし、保留期間中は心エコー図暫定専門医を呼称することはできない。1年を過ぎても更新できない場合は、資格喪失となり、改めて資格を取得する必要がある。
 - 5 更新の猶予もしくは更新の保留を受けるものは、資格更新実施要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに所定の申請書類を提出し、資格更新猶予手数料（5,000円）を納付する。

基本並びに基本以外の単位一覧（基本50単位は必須）

1. 一般社団法人日本心エコー図学会が行う学術集会

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
学術集会への出席	基本	20	-
学術集会での筆頭演者としての発表		5	-
学術集会での座長* ¹		5	-

2. 一般社団法人日本心エコー図学会が主催する講習会

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
冬期、夏期ならびに秋期講習会への出席	基本	20	-
Structural Heart Disease 診療のための心エコー図研修会への出席		10	-
講習会および研修会での講師* ¹		5	-
講習会および研修会での座長* ¹		5	-

*¹ 一学術集会、講習会および研修会において発表者や座長を合わせて複数回担当した場合、一担当分5単位のみ申請することができる。

3. 医療安全に関する講習

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
医療安全に関する講習の出席 ^{※2}	基本	10	10
本会が提供する e-learning にて「医療安全に関する講習」のコンテンツを通常速度で最初から最後まで視聴した場合	基本	5	

※2 認定を受けてから 2024 年 8 月 1 日の間に受講した日本循環器学会または日本小児循環器学会で行った医療安全に関する講習については、出席証明を提出することで、資格更新に必要な講習を受講したことと認める。

4. e-learning の視聴

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
本会が提供する医療安全に関する講習を除く e-learning のコンテンツを通常速度で最初から最後まで視聴した場合	基本	0.5	20

5. 関連学会が行う学術集会

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
関連学会 [#] が行う学術集会への参加		5	-

[#]関連学会は以下の学会を指す。

日本超音波医学会、日本循環器学会、日本心臓病学会、日本内科学会、日本小児循環器学会、日本小児科学会、日本心臓血管外科学会、日本胸部外科学会、日本外科学会、日本心臓麻酔科学会、日本麻酔科学会、日本胎児心臓病学会及び ASE, EACVI, AHA, ACC, ESC

6. 一般社団法人日本心エコー図学会が承認した講習会、研究会等

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
講習会、研究会等への出席		5	-

7. 論文掲載(原著論文、筆頭著者)

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
Journal of Echocardiography における掲載		20	-
心エコー図学に関連し、査読のある雑誌における掲載		10	-

8. 論文掲載(原著論文、共著者)

単位取得の対象	単位の 種類	付与する 単位	取得できる 単位の上限
Journal of Echocardiography における掲載		5	-
心エコー図学に関連し、査読のある雑誌における掲載		3	-

(資格更新猶予と更新猶予手数料)

第 6 条 専門医制度委員会の審査により、更新猶予の適用をうけるものは、資格更新審査申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料（5,000 円）を納付する。

附則 この内規は、令和 6 年 12 月 8 日から施行する。